

①番号	②資料名	③該当箇所							項	行数	④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	[(数)]	[か]	[英]	[数] 条					
1	入札説明書	3	第1	2	(4)	ア	e		10	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	「施設運営等におけるRPAの活用などのDX推進を民間事業者に期待している」、「組織や行政業務の方法について、他施設との整合性に関わらず、本市のDX推進に寄与する積極的な提案を期待する」とあり、一般的な事例としては、①ワンストップサービス、②書かない窓口、③デジタルサイネージ、④混雑状況配信サービス、⑤来庁予約サービスが考えられますが、これらの類をご想定でしょうか。 ※関連する入札説明書等に関する質問への回答№3・263～265	①ワンストップサービス、②書かない窓口、③デジタルサイネージ、④混雑状況配信サービス、⑤来庁予約サービスについては、区役所や公民館における事業者の整備は想定しておりません。 区役所のみ、上記の施策が実施できる設えを求めています。 なお、区役所(区民課等)では①、③、④の一部は実施済み、②、⑤は一部窓口で実施予定ですが、公民館での実施は想定しておりません。 事業者の業務範囲(本来事業、任意事業)において、このような事例を参考とした提案を行うことを妨げるものではございません。	
2	入札説明書	4	第1	2	(5)	ア	b		31	利便施設	コンビニ運営は需要変動が激しく、事業者の大きな運営リスクとなることから、本事業の対象外とすることを検討いただけないでしょうか。	コンビニ運営については、事業者からのご意見を参考とし、面積の幅を拡大したところです。 コンビニ運営業務を本事業の対象外とする予定はございません。	
3	入札説明書	7	第1	2	(9)	ア	a		28	設計業務、工事監理業務、建設・解体の対価	サービス購入料A・Bの支払について、以下の考え方で良いか確認したい。 ①サービス購入料Aの支払対象支払・額：質問回答№448のとおり ②サービス購入料Aの上限額：上限なし ③設計費の支払時期：業務完了時 ④建設・解体工事費の支払時期：年度毎、実際の出来高相当額(引渡年度は引渡時) ※関連する入札説明書等に関する質問への回答№11・445・446・448・460	サービス購入料Aの対象は以下の費用となります。なお、サービス購入料Aは、起債の割合に関わらず、提案においては、以下に示す業務等を対象に、毎年度出来高に応じた、提案額を上限とする出来高払いを行います。また、業務完了月が年度途中になる場合は、完了確認後、速やかに支払いを行います。予定価格におけるサービス購入料Aの上限額は設定していません。 【サービス購入料Aの対象】 ①起債75%対象 ・中央区役所、(仮称)中央区民広場、利便施設、太陽光発電設備、公用車駐車場、一般車駐車場(区役所)、一般車駐車場(区役所を除く)に係る実施設計・建設工事 ②起債90%対象 ・下落合公民館、産業文化センター、向原児童センター、与野図書館、老人福祉センターいこい荘、下落合プール、中央区役所に設置される太陽光発電以外の脱炭素化に関する設備、エントランス、共用部分のうち公共用施設に該当する箇所に係る実施設計・建設工事 ・解体工事 【サービス購入料Bの対象】 ・全ての基本設計、工事監理業務の他、上記サービス購入料Aの対象以外	
4	入札説明書	9	第1	2	(12)				12	事業スケジュール(予定)	複数棟の設計業務、また時間外労働規制により労務確保に大きく影響が出ている解体・施工の業務期間として、ご提示頂いている期間では厳しいため対話させて頂きたい。 設計・建設・解体期間：令和7年12月から令和15年6月末日まで(うち建設期間：令和14年3月末日まで)に 対し、当グループで試算したところ、設計期間約24ヵ月、1期工事期間約31ヵ月、2期工事期間約48.5ヵ月、全体で101.5ヵ月(2ヵ月分重複あり)となります。 指定建設期間より約12ヵ月、指定解体期間より約11.5ヵ月足りなくなる見込みです。(参考資料⑦) 費市にて想定されている設計・建設・解体の期間と、ローリングプラン(建物配置)をお示しただけかもしれませんでしょうか。	・設計・建設・解体期間については、令和15年6月末日としており、(うち建設期間：令和14年3月末日まで)については、令和7年2月7日に公表しました入札説明書の修正時において、削除しております。 ・設計・建設・解体期間の設定にあたりましては、令和5年10月に実施したサウンディング型市場調査の結果を反映したものとしております。 そのため、現段階において、入札説明書に記載の事業スケジュールを変更する予定はございません。 ・設計・建設・解体期間の設定にあたり、参考としたローリングプランについては、サウンディング型市場調査で示したものをから変更しております。	
5	入札説明書	21	第3	3	(6)	ア			2	提出日時	提案書作成期間の延長 (公告～提出までの期間：9ヶ月以上希望)	現段階において、入札説明書に記載のスケジュールを変更する予定はございません。	
6	入札説明書	22	第3	3	(7)	エ			4	予定価格	予定価格の積算時期・根拠とモデルプランをお示し頂きますようお願いいたします。	予定価格の積算時期については、令和6年12月です。 積算根拠とモデルプランについては、入札手続き中のため、回答を控させていただきます。	
7	入札説明書	22	第3	3	(7)	エ			4	予定価格	予定価格の設定にあたり、入札参加を希望している企業には「見積活用」による主要資材、労務費などの単価を報告させ、建設工事費の予算設定に反映して頂けないでしょうか。	現段階において、予定価格の再設定を行う予定はございません。	
8	入札説明書	22	第3	3	(7)	エ			4	予定価格	建設費は過去実績や物価指数では実勢価格と合わなくなっており、指数と実勢の乖離分、公募期間中の高騰分等を勘案し十分に余裕を持たせた設定とし、そこから事業者間で価格競争させる考え方として頂きたい。 基本計画で整備費165億円(税抜)、解体費8億円(税抜)が示され、入札説明書で予定価格314億円(税込)が示されましたが、基本計画時から1年8ヵ月が経過しており、建設費は積み増しがありましたでしょうか。あればその考え方を共有頂きたい。	競争入札の手法につきましては、入札説明書に記載のとおりとします。 予定価格につきましては、基本計画時点から積み増しを行っておりますが、その考え方については、入札手続き中のため、回答を控させていただきます。	
9	入札説明書	22	第3	3	(7)	エ			5	予定価格	予定価格の内訳について、施設整備費と維持管理・運営費の想定比率をお示し願いたい。	予定価格の内訳については、入札手続き中のため、回答を控させていただきます。	
10	入札説明書	22	第3	3	(7)	エ			5	予定価格	予定価格と積算額の乖離が大きいため、予定価格の考え方について確認させて頂きたい。	積算の内訳については、入札手続き中のため、回答を控させていただきます。	
11	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	9	第1	1	(8)					表	解体対象施設及び本施設に機能を継承する既存施設の概要	旧与野公民館や中央区役所別館等の既存施設については、解体せず改修とし、既存利用する提案は可能でしょうか。	既存施設の改修・利活用の考えはございません。
12	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	10	第1	2	(2)				26	解体範囲	与野体育館の解体時期を令和10年度より早めることは可能でしょうか。	不可とします。	
13	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	13	第1	3	(2)	ア				表	施設規模の設定	入札説明書等に関する質問への回答№106において「[資料1-2 要求水準書(設計・建設)]第1.3.(2)ア表5の延床面積要件、「別紙9 諸室諸元表」においてお示している諸室の面積要件は必須となりますので遵守してください。共用部分の面積は上記を満たしたうえで、ご提案によります。」との回答がございます。施設の機能融合を図る観点から、各機能を満足した計画であれば10,000㎡±3%以上(たとえば±10%)とする提案も認めて頂けないでしょうか。	要求水準書で示している延床面積の変更を行う予定はございません。 10,000㎡±3%を超える(たとえば±10%)提案については、不可とします。
14	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	13	第1	3	(2)	ア				表	施設規模の設定	各機能毎に設定された面積と全体面積の基準を撤廃 ①区役所機能：9,370㎡ ②公民館機能：650㎡ ③図書館・産業文化センター、児童センター、老人福祉センター、プール機能：10,000㎡	現段階において、要求水準書で示している延床面積の変更を行う予定はございません。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果		
		頁	第 [数]	[数]	[(数)]	[か]	[英]	[数]	項					
15	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	24	第5	1	(7)	ア				9	駐車場計画	西B街区に駐車場を配置する場合、西A街区と西B街区の間に上空通路を設置する条件は任意の提案としていただけないでしょうか。	西B街区に利用者用(市民用)の一般駐車場を整備する場合、市民の安全性、利便性向上のため上空通路の設置を必須とします。ただし、提案時点における設計・施工の整理については、電線の影響を考慮する必要はございません。電力会社等との協議については、市のリスクと捉え、設計・施工に影響が生じた場合については、協議の対象とします。	
16	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	26	第5	1	(8)	イ					27	植栽	入札説明書等に関する質問への回答№129において、「緑化率は建築確認の敷地面積に対して25%以上とします」とありますが、本計画は3街区一体の整備であることから、事業区域全体(東A街区を除く)で緑化率25%を確保するは要求水準を満たすという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	26	第5	1	(8)	イ					27	植栽	さいたま市緑化基準指導マニュアルでは3,000㎡以上の敷地面積に対する緑化率は20%以上ですが、本事業で25%以上とした経緯をご教示ください。	本事業における緑化率については、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」に基づき算出しております。
18	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	28	第5	2	(2)						23	耐震性能	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 令和3年版」によると、耐震グレードに関わらず変形制限がかかるため、鉄骨造の場合は1/100が一つの目安になります。よって上記指針により、どの施設にもブレースが入ってくる可能性が非常に高くなるため、必要な構造部材が増大し、コスト高かつ使い勝手に影響が懸念されます。準拠基準の見直しはありえますでしょうか。	本事業についても、市発注工事と同様に「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を遵守することとします。
19	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	38	第5	4	(2)	イ	a				27	中央区役所執務室	書棚、プリンター・コピー機は事業者にて設置するのでしょうか。また、それ以外に設置すべきものがあればご教示ください。	「別紙11 什器備品リスト」に記載のある書棚等については、事業者で設置をお願いします。 「別紙11 什器備品リスト」に記載のない書棚、プリンター・コピー機等については市で調達・設置します。
20	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	41	第5	4	(3)	イ					23	蔵書数	電動集密書架について、手動集密書架への変更は可能でしょうか。	質問回答№149のとおり不可とします。
21	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	48	第5	4	(9)	ウ					22	(仮称)中央区民広場	(仮称)中央区民広場は「西A街区に配置すること」とありますが、入札説明書等に関する質問への回答№155から広場の分散配置を検討する際に西B街区もしくは東B街区に広場を配置する提案も可能でしょうか。	不可とします。
22	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	7	第1	5	(2)						8	光熱水費の負担	任意事業の光熱水費においては貴市の負担としていただけないでしょうか。 ※関連する入札説明書等に関する質問への回答№163～165	任意事業の光熱水費を市の負担とする考えはございません。
23	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	17	第2	2	(5)	ア					9	業務の内容	一般廃棄物、資源ごみの廃棄費用は事業者負担となっておりますが、運営業務対象外の区役所と公民館については、想定した廃棄量を提示いただけないでしょうか。また維持管理段階で区役所と公民館の廃棄量が想定よりも大きく乖離する場合はサービス購入料の改定の協議に応じただけないでしょうか。	想定した廃棄量として、実績値をお示しします。 中央区役所の令和6年1月から12月までの一般廃棄物と資源ごみについては、合わせて14,515kgです。 下落合公民館の令和6年1月から12月までの一般廃棄物と資源ごみについては、合わせて1,845kgです。 区役所や公民館の組織改正等に伴う廃棄物量の着しい乖離については、協議の対象とします。
24	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	20	第2	2	(8)	イ	a					駐車場管理	駐車場誘導の整理員について 駐車場管理業務において、駐車場は機械管理を基本としつつ、混雑した場合は整理員を配置するとなっておりますが、混雑の予測は難しい点や混雑する時間帯だけ警備員を配置することは困難で、現在の要求水準では、混雑に関わらず人員を見込む必要があり人件費を過剰に見込まざるを得ない状況です。そのうえで、駐車場は機械管理を基本としており、有人対応は必要ないように思えますがその点はいかがでしょうか？	駐車場誘導の整理員については、駐車場の入庫待ちによる前面道路への影響を無くすことを目的としております。 そのため、他業務との兼務が可能との認識です。 前面道路に影響を与えない場合、有人での対応の必要はございません。
25	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	20	第2	2	(8)	イ	a					駐車場管理	駐車場誘導の整理員について 整理員が必要な場合は、混雑の予測は難しく現状では過剰に人件費を見込まざるを得ないため、開業後に整理員による対応が必要と判断された場合は、さいたま市様と協議を行い、別途個別契約(市の負担)として頂けないでしょうか。	市が主催のイベント等(区民まつり)の開催では、交通整理員を市が別途契約し、負担しているところです。 市が主催するイベント以外については、市が別途個別契約する予定はございません。
26	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	22	第2	2	(9)						4	修繕費について	修繕費の考え方ですが、上限金額を設定しないと各企業の考え方で大きな金額差が発生する可能性があります。が、どのようにお考えでしょうか。	修繕費については、施設整備(設計・建設)による影響を受けることから、上限金額を設定せずに、事業者の提案とします。
27	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	25	第4								1	運営業務に関する要求水準	所属するスタッフにおいて、特に指定されていない限り、事業者提案と理解してよろしいか。	「別紙17 維持管理・開館・運営の業務実施体制(兼務)」の考え方及び要求事項」の範囲内であれば、ご理解のとおりです。
28	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	32	第4	2	(3)	ウ					29	実施体制	「事業者は、ホール音響技能管理業務、舞台設備、照明設備について5年以上の業務実績を有する担当者を専任で配置すること」とありますが、3種の専任者が毎日常駐しなければなりませんか。	「別紙17 維持管理・開館・運営の業務実施体制(兼務)」の考え方及び要求事項」に記載の範囲内であれば、兼務は可能と認識しております。
29	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	34	第4	2	(4)	イ	d				3	施設利用者要望に関する業務	「地域の小・中学校、自治会、民生委員・児童委員、企業・福祉関係団体・ボランティア等の連携を図り」とありますが、現時点で具体的な事例があればご教授願います(内容、頻度等)。	現在行っている地域との主な連携は、以下のとおりです。 児童発達支援センター等と連携した発達相談(年1回以上) 子どもと高齢者のための「ふれあいカフェ」(年1回) 中央区区民まつりへの参加(年1回) 児童センターフェスタ(年1回) 児童委員、社会福祉協議会、地域組織代表者、学識経験者、保護者を含めた運営協議会(年1回)
30	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	35	第4	2	(5)	イ	c				13	高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談対応業務	「医師又は保健師等による血圧測定・疾病予防に関する健康相談を月2回以上実施すること」とありますが、看護師が血圧測定、健康相談に対応することでも良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所								項	行数	④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果	
		頁	第 [数]	[数]	[英]	[英]	[英]	[英]	[英]						
31	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	36	第4	2	(6)	ア	a				25	利用料金の帰属及び設定方法	要求水準書P45にも関係しますが「施設の設置意義及び価値を高めることとなる任意事業(トレーニング指導業務、各種スポーツ教室、市民協働・地域貢献、キッチンカー・自動販売機等)を積極的に企画提案し、体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図ること。既存施設における取組の継続開催を期待する。」とあり、プールのレーン貸出やその他の諸室の貸出についての考え方と行政財産使用料や光熱水費についての考え方、積算方法を再度確認をさせていただきます。	プールのレーン貸出やその他の諸室の貸出については、指定管理者が第三者に貸し出すことを不可としています。ただし、指定管理者が任意事業において、レーンやその他の諸室を開催場所として利用することは可能です。当該場合のレーンやその他の諸室の使用(に係る行政財産の使用料)については、無料を想定しており、指定管理者が参加者から参加料等を徴収することは妨げません。 光熱水費については、使用料等がわかる機器等の設置、使用面積又は時間の按分により、算出します。(質問回答No163参照) ただし、営利目的であるキッチンカーの設置や固定が生じる設置物等については、行政財産使用料が発生します。 算出方法については、使用面積に応じ、1日単位から使用料を積算します。	
32	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	38	第4	2	(6)	ウ					25	実施体制	「現在の下落合プールにおいては上記の施設長・担当者を含わせて4名を配置しており、体制の検討に際しては参考とすること」とありますが、4名の資格、役割等をご教授お願いします。	現在の下落合プールにおいては、必要な資格として、(社)日本赤十字社水上安全法救助員(又は、指導員)の資格を持つ人員を求めています。 管理運営業務として受付業務やプール施設の安全性の確保など、自主事業の運営及びその他維持管理業務等を含めた全体統括をしています。	
33	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	40	第4	2	(8)	イ	c				11	自動販売機運営業務	自動販売機の設置台数及び設置場所は事業者の提案であり、貸付料は売り上げの100分の10とありますが、一般的にこの高い設定は、一般で購入するより高い設定になりかねません。再検討できませんでしょうか。	自動販売機設置床の貸付料について、変更する予定はございません。	
34	別紙9 諸室諸元表	1									18	面積	「程度」の面積範囲変更(3%→10%)	「程度」の面積範囲変更(3%→10%)の提案については、不可とします。	
35	別紙9 諸室諸元表	1									17	面積	必要諸室の基準を超える面積の削減提案は可能でしょうか。例えば共用部分を共有することで各施設へのアクセス性や視認性が高まり、施設全体の利用率の向上や、部分的な規模縮小は空間の質の向上につながるかと考えます。	「別紙9 諸室諸元表」に記載のとおりです。	
36	別紙9 諸室諸元表	1									11	共用の可否	入札説明書等に関する質問への回答No.234において「複合用途の建物であることを踏まえ、面積効率を上げるために運用上の問題がないことを前提に建物全体の共用トイレとして計画することは可能でしょうか。」との質疑に対し「不可とします。」との回答ですが、運用上の問題がなければ複数の機能でトイレを共用することを認めて頂けないでしょうか。	「別紙9 諸室諸元表」に記載の範囲内でトイレの共有化の検討をお願いします。	
37	別紙9 諸室諸元表	3-16									表	諸室の共用利用	共用利用の可否 ①トイレ ②受付/付属ロビー ③機械室 ④多目的室 ⑤会議室 ⑥更衣室 ⑦休憩室	「別紙9諸室諸元表」に記載の範囲内で検討をお願いします。	
38	別紙9 諸室諸元表	16									表	プール機能	プール関連機械室に関して、ポンプ室、オイルタンク室、機械室は「老人福祉センターと共有しても良い」と記載がありますが、共有しなくても要求水準違反にならないと考えてよろしいでしょうか。また、老人福祉センターのポンプ室、オイルタンク室、機械室は諸元表に記載ありませんが、諸室面積は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	ポンプ室、オイルタンク室、機械室の共有及び面積については、ご理解のとおりです。	
39	資料3 様式集	7	第2	6	(4)						表	施設計画に対する提案書類	07 落札者決定基準に示された(2)施設計画に関する事項における「4.諸室計画」について、諸室配置計画やユニバーサルデザインなどの「評価の視点」が機能ごとに重複している。 多機能からなる複合施設ということを鑑みると、「評価の視点」を「評価項目」と読み替えることで、課題文を先行させ、機能ごとについての説明を求めることをお願いしたい。 また、提案書レイアウトの構成・枚数、機能ごとに区切るのではなく、必要枚数合計のみを設定し、各機能ごとの提案ボリュームには縛りを付けないよう変更することで、複合化のメリットが最大限発揮可能な提案書条件としていただきたい。	各施設機能に応じた諸室配置計画やユニバーサルデザイン等の提案を期待しているため、落札者決定基準における評価の視点を変更する予定はございません。 令和7年2月7日に実施した入札説明書の修正において、枚数の変更を行っているため、再修正の予定はございません。	
40	資料3 様式集	171									表	様式13-2 地域経済への配慮に関する提案書	入札説明書等に関する質問への回答No.367～369にて、構成/協力企業から市内企業への発注額(③)～市内企業から下請企業への発注額(④)を記載することを確認していますが、あくまで発注(候補)先や発注「予定」額としての記載を認めていただき、「提案した市内企業への発注内容は遵守すること」については努力義務としていただけないでしょうか。 また「合理的な理由がある場合には変更を認めることがあります。」とありますが、どのような例が認められますでしょうか。例えば業務発注時に市内業者や下請業者の見積もりが高く事業者が想定していた採算が取れない見直しになった場合には他の市内・下請業者(条件に合う市内企業がなければ市外業者)を変更することは認められるのでしょうか。	市内企業への発注金額については、評価の対象としているため、努力義務とすることについては、2次審査の結果に影響を与える可能性があることから不可とします。 ただし、遵守する必要がある金額については、市内企業への発注額の総額とし、内訳については、努力義務とします。 合理的な理由とは事業者の責によらず、事業者の努力義務の範疇を超えた場合を想定しています。 当初予定の見積額を想定以上に上振れた場合については、別の市内事業者に変更する場合に限り可とします。(市外事業者への変更については不可とします。) ただし、見積もりが想定以上に下振れた場合については、この限りではございません。	
41	資料3 様式集	106									表	様式13-2 地域経済への配慮に関する提案書	入札説明書等に関する質問にて提案書様式13-2の「市内企業から下請け企業への発注額(④)」の記載が困難であることをお伝えさせて頂きましたが、記載と遵守が必要であるとの回答だったと認識しています。そのような背景から(③-④)の金額を高く見積もったグループがいた場合、最終的にどのように検証されるのでしょうか？ 下請け企業が入札前の見積金額から落札後の発注までの変動リスクを負うことは少なく、入札前の見積金額を保証してもらうことは困難ではないでしょうか？	契約書の提出により確認を行います。 基準日については、入札公告日としているため、今後の物価高騰等を考慮して金額を記載する必要はございません。 ただし、遵守する必要がある金額については、市内企業への発注額の総額とし、内訳については、努力義務とします。	
42	資料4 基本協定書(案)	4								9	1	30	談合その他の不正行為に係る賠償の予定	入札説明書等に関する質問への回答No.378に関して、「当該違約金の支払義務は、本民間事業者の構成企業、協力企業若しくはその他企業のいずれかが負うものであり、事業者(SPC)は支払義務を負わないとの認識で相違ないでしょうか。」との質問に対し、「第9条第2項に連帯して違約金を市に支払うことを規定します」との回答がございします。 SPCは支払義務がないよう規定頂きますようお願いいたします。	基本協定書第9条第2項に定める違約金の支払義務は、構成企業、協力企業及びその他企業が負うものであり、SPCの支払義務について、市が指定するものではございません。 違約金が発生した場合、SPCは遅滞なく確実に当該違約金が支払われるよう、責任をもって構成企業、協力企業及びその他企業を管理監督してください。 そのため、市がSPCに対して違約金を請求することは想定しておりません。
43	資料5 事業契約書(案)	3	第1							9	2	8	履行の確保	B-3(割賦金利)を保証の金額に含める意図をご教示ください。	さいたま市建設工事請負契約規約第4条に基づくものです。 B-3(割賦金利)を保証の金額に含めることについては、仮契約締結時の協議対象とします。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤確認事項	⑥官民対話の結果	
		頁	第 [数]	[数]	(([数]	[加]	[英]	[数] 条	項				行数
44	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	5	15	履行の確保	履行保証保険の保険金の減額方法について、引渡後の建築物等は保険対象外とする考え方で良いかご教示ください。 ※関連する入札説明書等に関する質問への回答№385	ご理解のとおりです。
45	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	2	8	設計・建設業務の履行保証金額の設定	事業契約書(案)第9条にて、業務の履行保証の被保険者を発注者に設定若しくは保険金請求権を発注者に設定した履行保証保険証券の提出が求められています。 保証の金額は概ね設計・建設費総額の100分の10とされていますが、100分の10の設定を半分にする等の措置は検討可能でしょうか。	さいたま市建設工事請負契約基準約款に準拠しており、契約保証金の設定を変更する予定はございません。
46	資料5 事業契約書(案)	26	第8					92	2	32	引渡後の解除の抗力	事業者が生じた損害と認められる場合は、例えばどのような場合が該当するのでしょうか。 ※入札説明書等に関する質問への回答№435	事業契約書(案)第89条第2項、第93条第4項の「損害賠償」は、例えば運営業務等の企画など、四半期払いにより均等化されていても支出が既に生じているものに対する支払いなどを想定します。
47	資料5 事業契約書(案)	27	第8					94	1	32	保全義務	入札説明書等に関する質問への回答№436に「貴市による契約解除の場合でも、事業者自らの負担が必要最小限の維持保全に努めること」の旨が記載されていますが、発注者の事由(第86条)や債務不履行(第89条)による契約解除の場合は当該期間の維持保全費用は貴市の負担としていただけないでしょうか。(事業契約書(案)第89条2項の発注者が負担する損害賠償に含まれるのでしょうか。)	第86条又は第89条により契約解除に至った場合における維持保全費用の負担については、仮契約締結時の協議対象とします。
48	資料5 事業契約書(案)	50	別紙5	4	(1)	イ	b			14	改定に用いる物価指数	入札説明書等に関する質問への回答№464及び№467について、「実態に対して不相当を判断する場合、他の指標、国や他都市の動向、事業者の見積もりなど総合的に判断して協議を実施する想定です。」との記載がございますが、№471の内容も包含されると考えてよろしいでしょうか。また協議後の決定方法については「協議を行い、貴市と事業者が合意した指標や見積もり、改定通知などにより精算する」という理解で宜しいでしょうか。	質問回答№471の内容も包含されとの理解です。 協議後の決定方法については、ご理解のとおりです。 ただし、協議の内容については、通常考えられる公的な指標や事例、実績など、対外的に説明できる範囲内を想定しています。
49	資料5 事業契約書(案)	50	別紙5	4	(1)	イ	c			表	改定方法	建設期間中の改定において、全体スライドでは変動前残工事費相当額の1.5%、インフレスライドでは変動前残工事費相当額の1.0%が受注者負担となりますが、各々都度変動前残工事費相当額の1.5%または1.0%を負担する場合、累計で工事請負代金額の1.5%または1.0%を超過する可能性があるため、受注者負担の上限額を工事請負代金額の1.5%または1.0%としていただけないでしょうか。	さいたま市建設工事請負契約基準約款に基づき設定しているため、事業契約書(案)の通りとします。 質問回答№473を併せて参照してください。
50	資料5 事業契約書(案)	50	別紙5	4	(1)	イ	c			表	改定方法 (単品スライドの採用について)	入札説明書等に関する質問回答№478で、「性能発注のため、単品スライドを導入する予定はない」旨の記載がございますが、内閣府が発行するPFI標準契約の第51条に「特別な要因により、[改定の基準とする時点]以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不相当となったときは、管理者等又は選定事業者は、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができ。」という記載がございますので、単品スライドについては改めて採用を検討して頂けないでしょうか。	本事業については、性能発注のため、単価の設定などが無いことから、単品スライドを採用しておりません。
51	資料5 事業契約書(案)	70	別紙8	1						4	建設工事期間	入札説明書等に関する質問回答№496で「サービス購入料A及びBの総額の100分の1に至るまでは事業者が負担する」とありますが、総額だと調査・設計費や融資組成費用、連中金利・割賦金利、SPC運営経費まで含まれること、また既に引渡しを終えた施設も含まれることにより事業者としては受け入れ難い内容です。つきましては、各施設毎に直接工事費相当分として頂きますようお願いします。」との質疑について、「原案のとおりとします。」との回答でしたが、その理由についてご教示ください。	さいたま市建設工事請負契約基準約款第30条に基づくものです。 事業者の提案により、例えば建設工事を3期で分けた場合、1期工事引き渡し後については、維持管理・運営期間へ移行するため、引き渡しを終えた施設は含まれません。 そのため、維持管理・運営期間の不可抗力の考え方が発生するものです。
52	資料5 事業契約書(案)	70	別紙8	2						11	維持管理・運営期間	入札説明書等に関する質問回答№497で「サービス購入料D及びサービス購入料E(対象機能)の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担する」とありますが、総額だと追加費用・損害が生じた施設以外にも含まれるため、当該施設の維持管理・運営にも支障が生じること。同様の理由で追加費用・損害が生じた業務以外にも含まれるため当該業務にも生じることから、維持管理・運営業務別かつ各施設毎にして頂きますようお願いします。」との質疑について、「原案のとおりとします。」との回答でしたが、その理由についてご教示ください。	事業契約書(案)別紙8の維持管理・運営期間の不可抗力の考え方については、サービス購入料Dとサービス購入料Eで分けることを検討します。 詳細については、仮契約締結時の協議対象とします。